

○立命館大学大学評価委員会規程

(目的)

第1条 本大学が行う自己点検・評価および内部質保証に関する評価を行うため、学長の諮問機関として立命館大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割、結果の公表および改善への取組)

第2条 委員会は、学長からの諮問を受けて評価を行い、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の自己点検・評価および内部質保証に関する評価の結果を公表する。

3 学長は、委員会の評価結果のうち必要と考える事項について、当該組織の長に対してその改善の実施を求める。

(委員会の業務)

第3条 学長の諮問を受けて委員会が行う評価は、次のとおりとする。

- (1) 本大学が行う自己点検・評価結果の客觀性および妥當性に関する評価
- (2) 本大学が行う内部質保証の有効性に関する評価
- (3) 学長が必要とする重要事項に関する評価
- (4) その他、必要な評価

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学校法人立命館の役員または教職員でない、学外の有識者若干名の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、評価を行う年度ごと、学長が指名し委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、学長の諮問を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席を持って成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の定めるところによる。

4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

第7条 削除

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。